

施設等請求額の償還払請求額の記入方法【請求書(認可外保育施設等用)】

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※2 ※3	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※2	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※4	請求額 (cとdを比較して小さい方)
4月分	64,000 円	0 円	64,000 円	37,000 円	37,000 円
5月分	24,000 円	10,000 円	34,000 円	37,000 円	34,000 円
6月分	35,000 円	0 円	35,000 円	37,000 円	35,000 円
請求額合計				106,000 円	
市町村処理欄					

⑤は③と④を比較して低い方を記入してください。

⑥は⑤の合計額を記入してください。

⑦は以下のいずれかを記入してください。
 施設等利用給付第2号認定の場合…37,000円
 施設等利用給付第3号認定の場合…42,000円
※途中入退園・転出入があった場合は上尾市で修正させていただく場合があります。

③は①と②を足した金額を記入してください。

①は認可外施設、②は一時保育・病児保育等の利用料について、領収証兼提供証明書から該当月分を転記してください。

徴収金額 64,000 円
 ただし、認可外保育施設の利用料等(令和2年度4月分)として

① 【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】
 当該月の認可外保育施設の利用料として 64,000 円

【特定子ども・子育て支援利用料以外の徴収金額】
 ・日用品、文房具、行事参加費、食料費、通園送迎費等として 12,000 円

<特定子ども・子育て支援の提供内容>

提供月	特定子ども・子育て支援の内容	提供した日(提供日数)	提供時間帯
4月	認可外保育施設	1日 ~ 31日 (31日)	8:00 ~ 20:00

上記のとおり認定こどもに対し、特定子ども・子育て支援を提供し、その利用料等として徴収したことを証明します。

徴収金額 22,000 円
 ただし、一時預かり事業の利用料等(令和2年度5月分)として

② 【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】
 当該月の一時預かり事業の利用料として 10,000 円

【特定子ども・子育て支援利用料以外の徴収金額】
 ・日用品、文房具、行事参加費、食料費、通園送迎費等として 12,000 円

<特定子ども・子育て支援の提供内容>

提供月	特定子ども・子育て支援の内容	提供した日(提供日数)	提供時間帯
5月	一時預かり事業	1日 ~ 29日 (29日)	9:00 ~ 19:00

上記のとおり認定こどもに対し、特定子ども・子育て支援を提供し、その利用料等として徴収したことを証明します。

特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(兼)特定子ども・子育て支援提供証明書
 令和2年5月31日
 上尾 秀美 様
 (認定こども: 上尾 太郎 様分)